

【文教委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出1件の計5件であり、内閣提出4件が成立し、本院議員提出1件は継続審査となった。

また、本委員会付託の請願40種類146件のうち、2種類9件が採択された。

〔法律案の審査〕

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員等の災害補償制度に介護補償が設けられることにかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を創設しようとするものである。

委員会においては、学校医等の役割の見直し、心の健康に関する相談活動の充実等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、岐阜大学の教養部を改組して地域科学部を、佐賀大学の教育学部及び教養部を改組して文化教育学部をそれぞれ設置するとともに、群馬大学医療技術短期大学部を廃止して同大学の医学部に統合するほか、昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成8年度の職員の定員を定めようとするものである。

委員会においては、大学教員の流動化と女性教員の採用、医療技術系短期大学の4年制への移行、大学の一般教養教育の充実策等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

文化財保護法の一部を改正する法律案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため、文化財登録制度を導入し、文化財の保護措置の多様化を図るとともに、文化財保護における市町村の役割の明確化及び重要文化財等の活用の促進を図る等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、登録制度の意義、登録文化財所有者等への財政的支援の拡充、登録対象分野の拡大、埋蔵文化財保護制度の改善、天然記念物の保護策、戦跡指定の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、日本学術振興会への国からの出資規定を設けるとともに、日本学術振興会が学術研究を行うための規定を整備しようとするものである。

委員会においては、学術の応用に関する研究の意義、未来開拓学術研究推進事業の目的と内容、研究テーマの選定方法、同種事業に係る関係省庁間の調

整・連携の在り方、外国人教員の雇用問題等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

学校図書館法の一部を改正する法律案は、これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとするともに、当分の間置かないことができるとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間としようとするものである。

委員会においては、趣旨説明の聴取を行い、継続審査要求書を議長に提出することを決定した。

〔国政調査等〕

2月15日、奥田文部大臣から所信を、日下部文部政務次官から平成8年度文部省関係予算について説明を聴取した。

2月22日、文教行政の基本施策について質疑を行い、いじめ問題に対する文部省の取組、学校におけるボランティア活動の推進、国際スポーツ大会に向けた政府の施策、大学改革の在り方、在日外国人児童・生徒に対する日本語学習への配慮、中高一貫教育の現状、教育長の任命承認制度の在り方、司書教諭の配置率低迷の要因、養護学校高等部での訪問教育の実現、テレクラに絡む諸問題への対策等の問題が取り上げられた。

3月14日、教育、文化及び学術に関する調査を行い、高校の総合学科の将来像、学童保育の充実、学校週5日制の在り方、学校図書館の人的条件の整備、国立大学授業料の算出根拠、不登校問題、大都市における大学の立地抑制の見直し等について質疑を行った。

4月9日には、文化財保護に関する実情調査のため群馬県を訪れ、桐生市役所において同県及び桐生市から説明を聴取するとともに、佐啓産業織物工場、天満宮本殿、群馬大学工学部同窓記念会館、明治館等を視察した。

また、5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度文部省関係予算の審査を行い、生涯学習審議会答申を受けての文部省の施策、学制改革の必要性、PTAの法的位置付け、スクールカウンセラーの充実策、国立大学の外国人教師制度の在り方、妊娠中の女子教員に係る施策の充実、奄美大島に生息するアマミノクロウサギ等の保護に係る問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年2月15日（木）（第1回）

○教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。

- 文教行政の基本施策に関する件について奥田文部大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月22日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 文教行政の基本施策に関する件について奥田文部大臣、政府委員、警察庁、厚生省、郵政省、法務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月14日（木）（第3回）

- 高校の総合学科に関する件、学童保育に関する件、学校週5日制に関する件、学校図書館に関する件、国立大学の授業料に関する件、不登校問題に関する件、大学の大都市集中抑制見直しに関する件、学校開放に関する件等について奥田文部大臣、政府委員、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日（金）（第4回）

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第28号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

○平成8年3月28日（木）（第5回）

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第20号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

○平成8年4月11日（木）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第80号）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、環境庁当局及び参考人鹿児島県教育委員会教育次長福永功君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第80号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成8年5月7日（火）（第7回）

- 平成8年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部省所管）について奥田文部大臣、政府委員、自治省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月16日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について奥田文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第9回）

- 日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について奥田文部大臣、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第21号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき、自連
反対会派 なし

○平成8年6月18日（火）（第10回）

- 学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員木宮和彦君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第31号外8件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外136件を審査した。
- 学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 大学改革と教育研究体制整備の一環として、岐阜大学の教養部を改組して

地域科学部を、佐賀大学の教育学部及び教養部を改組して文化教育学部をそれぞれ本年10月1日に設置し、平成9年4月から学生を受け入れること。

- 2 看護等医療技術教育の充実等を図るため、群馬大学併設の医療技術短期大学部を平成11年度限りで廃止して、同大学の医学部に統合すること。
- 3 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成8年度の職員の定員を、2万4人（71人増）に改めること。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要 旨】

本法律案は、学術研究を推進するため、学術の応用に関する研究を行うことを日本学術振興会（以下「振興会」という。）の目的及び業務に加えるとともに、振興会に対し政府が出資することができることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 振興会の目的に、学術の応用に関する研究を行うことを追加すること。
- 2 資本金に関する規定を新設し、その額を110億円とするとともに、政府がその全額を出資することとする。
- 3 振興会の業務に、学術の応用に関する研究を行うことを追加すること。
- 4 振興会は、文部大臣の認可を受けて定める基準に従って、3に掲げる業務の一部を委託することができることとする。
- 5 地方税法、法人税法及び登録免許税法の整備を行い、振興会への新たな非課税措置を設けること。
- 6 その他
 - (1) 理事は、会長が文部大臣の認可を受けて任命するものとする。
 - (2) 振興会の財務諸表等の公開に関する規定を整備すること。
 - (3) 罰金及び過料の額の引き上げを行うこと。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める等の修正が行われた。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度に介護補償が設けられることにかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害補償制度に介護補償を創設しようとするものである。

この法律は平成8年4月1日から施行する。

文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、文化財の適切な保護及び国民の文化財に接する機会の拡大に資するため、文化財指定制度に加え、有形文化財のうち建造物の保存及び活用を図るための登録制度を定め、文化財の保護の措置の多様化を図るとともに、文化財保護における市町村の役割の明確化及び重要文化財等の活用の促進を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 文化財登録制度の導入

- (1) 文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定を行っているものを除く。）で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるものとする。
- (2) 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者等は、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならないものとする。
- (3) 登録有形文化財の現状を変更しようとする者は、原則として、30日前までに文化庁長官に届け出なければならないものとし、文化庁長官は、届出に係る現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができるものとする。
- (4) 文化庁長官は、所有者等に対し、登録有形文化財の公開及び公開に係る管理に関し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。
- (5) 文化庁長官は、所有者等に対し、登録有形文化財の現状等につき報告を求めることができるものとする。
- (6) 文部大臣は、登録有形文化財の登録及びその抹消について、あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならないものとする。

2 指定都市等への権限の委任等及び市町村の役割の明確化

- (1) 文化庁長官が行うこととされている重要文化財等の現状変更の許可等及び埋蔵文化財の鑑査等について、都道府県の教育委員会に加えて指定都市及び中核市の教育委員会にも委任できるものとする。
- (2) 都道府県の教育委員会と同様に、市町村（市町村の組合及び特別区を含む。）の教育委員会について、文化財の保存及び活用に関する文部大臣又は文化庁長官に対する意見具申及び地方文化財保護審議会の設置に関する規定を整備すること。

3 重要文化財等の活用の促進

- (1) 国庫負担により、重要文化財等をその所有者等が公開しようとする場合

について、文化庁長官への申出及び文化庁長官の承認を要しないものとする
こと。

- (2) 国の機関及び地方公共団体が文化庁長官の承認を受けた博物館等の施設
において展覧会その他の催しを主催する場合に加えて、当該博物館等の施
設の設置者が主催する場合にも、重要文化財の公開について許可を要しな
いものとする。
- (3) 文化の国際交流のための重要文化財の輸出の許可については、文化財保
護審議会への諮問を要しないものとする。

4 その他

- (1) 登録有形文化財の現状の変更等の届出等の規定に違反した者等に対する
過料を定めるとともに、法に定める罰金、科料及び過料の額の引上げを行
うこと。
- (2) その他関係規定の整備を行うこと。

【 附 帯 決 議 】

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

- 1 新しく導入される登録制度については、国と地方公共団体の連携を密にし
その円滑な実施を図るとともに、地方公共団体、特に市町村の負担が過重に
ならないよう十分に留意すること。また、登録文化財の修理等に伴う経費に
ついて、国の補助制度を検討すること。
- 2 登録の対象となる文化財について、建造物以外の分野についても調査、検
討を進めること。
- 3 文化財の保存技術者、埋蔵文化財の発掘調査員等の養成確保と資質向上に
努めること。
- 4 埋蔵文化財について、包蔵地の地図等必要な資料を整備し、その周知徹底
に努めるほか、発掘調査等の円滑かつ適切な実施を図り、埋蔵文化財の保護
に万全を期すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※20	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 6	8. 3. 27	8. 3. 28 可決	8. 3. 29 可決	8. 3. 26	8. 3. 27 可決	8. 3. 27 可決
※21	日本学術振興会法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	5. 10	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 18	4. 24 修正	4. 25 修正
28	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 7	3. 21	3. 22 可決	3. 22 可決	3. 22	3. 25 可決	3. 26 可決
80	文化財保護法の一部を改正する法律案	〃	3. 8	4. 4	4. 11 可決 附帯決議	4. 12 可決	5. 22	5. 31 可決 附帯決議	6. 4 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	学校図書館法の一部を改正する法律案	木宮 和彦君 外7名 (8. 6. 12)	8. 6. 14		8. 6. 17	継続審査				